

総務委員会会議録

令和7年3月10日（月）
（開 会） 10：00
（閉 会） 12：28

【 案 件 】

1. 議案第44号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））
2. 議案第 1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）
3. 議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例
4. 議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
5. 議案第19号 飯塚市不当要求行為等対策条例
6. 議案第20号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第22号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
9. 議案第24号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
10. 議案第36号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
11. 議案第38号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）
12. 議案第39号 財産の取得（ノートパソコン一式）
13. 議案第42号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
14. 議案第69号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
15. 請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願

【 報告事項 】

1. 懲戒処分取消請求事件について (人事課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第44号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

それでは、「議案第44号」専決処分の承認について、ご説明いたします。

専決第16号「令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第44号」と表示しております令和6年12月24日専決分の補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますとおり、ふるさと応援寄附事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に38億150万5千円を追加して882億4048万5千円にするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に係る財源を追加いたしております。

寄附金は、収入状況を勘案しまして、ふるさと応援寄附金を20億円追加いたしております。

繰入金のふるさと応援基金繰入金では、歳出予算に計上いたしておりますふるさと応援寄附事業費の財源として9億7616万7千円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費、企画費のふるさと応援寄附事業費では、頂いた寄附金に対する返礼品等の経費9億7616万7千円を追加し、ふるさと応援基金管理費では、頂いた寄附金を基金に積み立てるため、ふるさと応援基金積立金に20億円を追加いたしております。

次に、民生費、社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費では、令和6年度の住民税において、世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯に対し1世帯当たり3万円の給付を行います。また、その世帯が18歳以下の子どもを扶養している場合は、子ども1人当たり2万円を給付するために8億2533万8千円を追加いたしております。

最後に、繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めないことにより1件追加するものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 専決処分の承認（令和6年度飯塚市一般会計補正予算（第8号））」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明いたします。

令和6年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業に係る経費と今後見込まれる所要額を補正するもので、歳入歳出予算の総額に3億3925万2千円を追加して885億7973万7千円にしようとするものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、地方交付税の普通交付税につきましては、令和6年度の国の補正予算（第1号）により増額交付する措置が講じられました。この措置に伴い、5億4383万9千円を追加いたしております。

なお、このうち臨時財政対策債償還基金費として交付される1億9207万8千円につきましては、その同額を減債基金に積み立てる歳出予算を計上し、後年度の償還時に繰り入れるようにいたしております。

国庫支出金・県支出金・市債につきましては、歳出予算に計上いたしております対象事業に係る財源を補正するものでございます。そのうち国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生

臨時交付金3億6590万6千円につきましては、現在取り組んでおります物価高騰対策事業に充当するようにいたしております。

繰入金では、今回の補正による財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を7億3681万5千円減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、農林水産業費、農業土木費に記載しております2つの事業につきましては、国補正に伴い前倒しするもので、県営農業生産基盤整備事業費は、昭和ため池改良県営事業負担金を150万円追加し、次の農業施設防災減災事業費は、県補助金を活用いたしまして防災重点ため池の劣化状況、地震や豪雨に対する耐性評価にかかる委託料を7454万8千円追加するものでございます。

商工費、観光費の宿泊税交付金基金管理費につきましては、福岡県からの福岡県宿泊税交付金を原資として基金に積み立てるもので、1472万6千円を計上いたしております。

教育費、学校整備費の椋本小学校大規模改造事業費につきましては、トイレを洋式化するための改修費用として5640万円を計上いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、年度内の事業完了が見込めないことにより2件追加するものでございます。

6ページ以降に、令和6年度の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債、基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○吉田委員

今、説明いただきました5ページの資料の分ですけど、農林水産業費の農業土木費で、2つ大きな事業があるということで、農業施設防災減災事業費、県の補助事業だということで、当初スタート時、補正前が1370万円あったのが、県のほうの支出金で7454万8千円追加になったということなんですけど、元が何か所ぐらいあって、今回何か所ぐらいの適用があるのか、それについてお答えをお願いします。

○農業土木課長

今のご質問ですが、まず、今回の補正につきまして、地震・豪雨耐性評価委託料につきましては、令和7年度は8か所予定しておりましたが、そのうちの5か所が前倒しとなっております。劣化状況評価委託料につきましては、令和7年度予定箇所38か所のうち、25か所を前倒ししております。

○吉田委員

今のご説明によりますと、当初8か所のうち前倒しが5か所、それともう一つの事業で38か所の来年度の予定分が前倒しで25か所ということなんですね。やはり危険性を伴うということで県も前倒ししたとは思いますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○農業土木課長

地震・豪雨耐性評価委託料につきましては、8か所のうち5か所が前倒しとなっております。今委員が言われてありますように、やはり危険な箇所を早く確定させるために、前倒しという形になっておると思います。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○田中武春委員

私のほうからは5ページで、椋本小学校の大規模改修工事の関係なんですけど、トイレを洋式化することなんですけども、全てのトイレを洋式化するのか、一部ですね、洋式ではトイレができない子どもさんも、大人もそうですが、いますけども、そういうのを少し残してト

イレを改修するのか、ちょっとお聞かせください。

○教育総務課長

今回計画しております小学校の洋式化については、全て洋式のほうに改修を計画しております。このことに対する考え方としまして、すみません、トイレの洋式化の目的とメリットを持っております。洋式化については、子どもたちがふだんから使い慣れていることが第一と考えておりまして、これは国のほうもですね、新しい生活様式等も踏まえまして、やはりトイレ環境については洋式化とか、あと一つは、乾式化といって、乾いたトイレにするということを踏まえて事業を進めております。

○田中武春委員

ちょっと僕が心配するのが、子どもさんも洋式のトイレ、あまり、和式のほうがいいのかという人もおるにはおるんですよ。多分、庁舎もそういうふうな造りに多分なっていますよね。はい。ちょっとその辺を危惧しました。

それと期間が、多分夏休みに工事するんだろうと思いますけども、また3か年計画とか、4か年計画でやるということで理解していいんですか。

○教育総務課長

事業は3か年を計画させていただいております。椋本小学校につきましては、トイレ総数が今43基ございまして、そのうち洋式トイレが20基、和式トイレがそれを上回る23基ございます。椋本小学校が造り上、3階建ての校舎になっておりまして、今回の工事では老朽化しております配管ですね、浄化槽までの配水管も改修する計画でしております。その際に上から下まで、ちょうど同じ配置にトイレが設置されておりまして、そのグループ分けがですね、大きく言ったら3か所に分かれて整備できるんですけども、工期までを考えると、やはり夏休み期間、それ以上にしてしまうとそれを超過してしまうということで、早急にはしたいと思っているんですけども、その分も踏まえて、長期休みの夏休みに3年間かけて、計画的に進めていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

1つ追加といいますか、私もトイレの質問は何度かさせていただきましたけれども、今23基あるやつを洋式に替えられるということでしたが、体育館についてもこの数の中に入っておるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○教育総務課長

今回ご案内している分については校舎棟のみですので、体育館のほうの未整備の部分は外しております。

○奥山委員

そうですね、書いてありましたけども。その予定はございますか。体育館の。

○教育総務課長

トイレの改修につきましては、今回整備率の、洋式化率の最も少ない椋本小学校を手がけまして、計画的に他校にも広げていく計画でおります。その他体育館施設とかにつきましても、長寿命化計画とか、大規模改修計画の際にはですね、トイレ整備を進めていく計画ではありまして、個別具体的には今のところ体育館に対しての洋式化というのは、校舎棟をまず優先的に進めていこうという計画でおります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 17

再 開 10 : 17

委員会を再開いたします。

次に、「議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の7ページをお願いします。本案は、条例等の交付方法について、新たに市のウェブサイトにおいて掲示を行うこととし、書面掲示については飯塚市役所の掲示場のみとするものでございます。

議案書8ページをお願いいたします。第2条第2項で、これまで別表において、飯塚市役所、支所及び出張所の9か所の掲示場を定めておりましたが、飯塚市役所1か所のみに改正し、手続の簡略化及び事務の効率化につなげるものでございます。

続きまして、第2条第3項で、市のウェブサイトに設置した掲示場において条例を公布することを規定し、市民の利便性向上を図るものでございます。

なお、新たに市のウェブサイトで公布した条例や規則等の閲覧は可能となりますけれども、書面での掲示場がこれまでの9か所から1か所に減少することから、支所及び交流センターの施設内に設置した電子機器において市のウェブサイトを開覧できる運用を行うこととしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○業務改善・DX推進課長

「議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書11ページをお願いいたします。本案は、令和7年度の組織の再編に伴い、事務分掌を改めるものでございます。

新旧対照表でのご説明に先立ちまして、提出しております補足資料をお願いいたします。この補足資料は、条例改正に関連する総務部及び行政経営部の変更箇所について、令和6年度と

令和7年度で比較した図としてお示しをしているものでございます。網かけをしている箇所が条例改正に関連する箇所となります。

総務部に企画政策室を新設するとともに、総務部秘書課及び行政経営部総合政策課を廃止し、同室に業務を移管するものでございます。

契約課につきましては、総務部から行政経営部に移管するものでございます。

また、業務改善・DX推進課を廃止し、人事課及び情報管理課、そして新たに設置をいたします行政管理課にそれぞれ業務を移管するものでございます。

続きまして、議案書の12ページ、新旧対照表をお願いいたします。左側の改正後の欄にてご説明をさせていただきます。先ほどご説明いたしました、総務部及び行政経営部の再編に伴い、事務分掌を見直すものでございます。内容といたしましては、総務部に分掌されている「契約に関すること」を行政経営部に、行政経営部に分掌されている「市行政の総合企画及び調整に関すること」、「地域情報化に関すること」、「地域振興に関すること」を総務部にそれぞれ移管するものでございます。

なお、総務部に分掌されている「特定課題への対応に関すること」につきましては、今回の組織再編により、総務部に企画政策室が設置されることに伴いまして、事務分掌規則において別途規定することから、削除をするものでございます。

また、総務部に分掌されている「支所の総括に関すること」につきましては、各支所に部次長級の支所長を配置し、一定の権限を付与することから、同規定を削除するものでございます。

本条例改正につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第18号」の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 飯塚市不当要求行為等対策条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第19号 飯塚市不当要求行為等対策条例」について、補足説明いたします。

議案書14ページをお願いいたします。本市では庁内管理規則や不当要求行為等の防止に関する規程において、一定の規定はあるものの、不当要求行為等に関する詳細な定義や具体的な措置の規定がないため、職員は、近年、執拗に無理なことを要求するハードクレームや不当な要求等によるカスタマーハラスメントを含む不当要求行為等とも取れる来庁者の言動に対し、統一的な対応が困難な状況となっていました。そのため、不当要求行為等の用語の詳細な定義、具体的な体制や措置、市民等のご理解とご協力等を規定した条例を制定することにより、不当要求行為等に対して統一的かつ毅然とした対応を行うことで、公正な職務遂行の確保をすることが本条例制定の目的でございます。

なお、本案につきましては、2月に開催された閉会中の委員会報告の内容と同様となっております。

それでは、条例案の概要について説明いたします。

第1条は「目的」でございまして、先ほど申し上げたとおりでございます。

第2条は「用語の定義」でございまして、第1号に不当要求行為等を定義しております。そのうち、アからエにつきましては、正当な理由なく、法令を遵守した公正な職務の執行を妨げる行為について定義しております。

15ページをお願いいたします。オからキにつきましては、いわゆるカスタマーハラスメントについて定義しております。

第4条は「職員の責務」でございまして、第1項で説明と理解と協力を得るための努力をしなければならないと規定しています。第2項で不当要求行為等は拒否し、公正な職務の執行及び職員自身の身の安全の確保を図った上で、不当要求行為等が違法な場合、職員とその他の者に危険が及ぶおそれがある場合、これにつきましては、管理監督者の指示または職員自らの判断により警察への通報を含む必要な措置を講じることを規定しています。

16ページをお願いいたします。第6条では、市民、その他職務の執行に関係する者に対し、職員の公正な職務の執行の確保についての協力を規定しております。

第7条から第9条は、不当要求行為等に対する体制の規定でございまして、第7条では、「相談窓口」の設置を、第8条では、個別の不当要求行為等の案件への対応方針や措置を協議検討する機関である「対策委員会」の設置を、第9条では、対策委員会の対応方針及び措置の調査審議、市が執るべき措置に関する意見を述べることを所掌する「審議会」の設置を規定いたしております。

17ページをお願いいたします。第11条の第2項では、不当要求行為等の行為者に必要な措置を講じたにもかかわらずやまない場合は、氏名または名称、不当要求行為等の内容などを公表することができることを規定いたしております。

附則に記載しております施行日についてですが、本年4月から6月までの3か月間を市民の皆様への周知期間と考えておりますので、令和7年7月1日施行といたします。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

ここはカスタマーであるとか、市民等と書いてありますけれども、それ以外の「反社」といいますかね、そういう方々への対応といいますか、例えば、警察のOBの方に常駐していただくとか、そういうことはこの中にはあるんですか、ないんでしょうか。またそれを考えてあれば、そういうのが分かればと思います。

○人事課長

今回のこの条例の中に、警察OBを常駐させるというようなことはございませんが、現実的に市の職員として警察のOBを任用しているという実態がございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 飯塚市不当要求行為等対策条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○監査事務局長

「議案第20号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の18ページをお願いします。この条例につきましては、令和6年法律第65号により地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係規定を整備するため、飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、19ページの新旧対照表をお願いします。

第1条を御覧ください。この規定は、地方自治法の改正に伴い、職員賠償責任に関する規定の条が繰り下げられたことから、条例第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めるものです。

次に、第2条を御覧ください。この規定についても、同様の理由から、条例第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものです。

最後に、附則を御覧ください。この条例の施行日は、地方自治法の一部を改正する法律、令和6年法律第65号の附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日とされ、同法の公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると定めております。

以上、簡単ではございますが、「議案第20号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第22号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

本改正につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。改正条例第1条の「飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正につきまして、ご説明いたします。

第8条の2に規定しております育児、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限につきまして、制限の対象となる子を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改定し、併せて条文中の職員や子の定義について整理するものでございます。

議案書の26ページをお願いいたします。改正条例第2条の「飯塚市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正につきましては、第20条第3項に規定しております非常勤職員に対する部分休業につきまして、「介護するための時間」の定義を規定しております関係法の条項が改正されておりますことから、併せて改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第22号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第24号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

まず、「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

令和6年8月の人事院勧告に伴い国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして本市職員の給与等を改定するため、本案を提出するものでございます。

今回改定いたします内容は、「給料表における号給の引上げ」、「扶養手当の支給額の改定」、「地域手当の支給割合の改定」、「通勤手当における支給上限額の改定」、「単身赴任手当における支給対象者の改定」、「管理職員特別勤務手当における支給対象時間帯の改定」、「再任用職員に対する手当の拡大」でございます。

それでは、令和7年4月1日から施行することとしております、改正条例第1条の「飯塚市職員の給与に関する条例」の一部改正につきまして、主な改正内容についてご説明いたします。

議案書の29ページをお願いいたします。第12条第3項に規定しております扶養手当の支給額につきましては、配偶者を対象とした支給額を月額6500円から3千円に減額、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を対象とした支給額を月額1万円から月額1万1500円に増額するものでございます。

31ページをお願いいたします。第14条第2項に規定しております地域手当の支給割合につきましては、100分の1を100分の2に改定するものでございます。

32ページをお願いいたします。第14条第3項の規定につきましては、国の機関への派遣等により在勤する地域と当市との間で均衡を著しく失する場合に対応するため、新設しております。

また、地域手当につきましては、これまで「飯塚市職員等の地域手当の支給の特例に関する条例」に基づき支給されておりましたが、附則第5項にて当該条例の廃止をうたっております。

第16条の通勤手当につきましては、1か月当たりの限度額を5万5千円から15万円に改定するものでございます。

34ページをお願いいたします。第16条の2に規定しております単身赴任手当につきましては、第3項にて、新たに本市の給料表が適用される場合において支給対象として改定するものでございます。

35ページをお願いいたします。第25条第2項に規定しております管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯につきましては、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間を、週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に改定するものでございます。

この改定に伴い、特別勤務の時間が6時間以上となるケースが生じますことから、第1項と

ともに第2項につきましても、特別勤務の時間が6時間を超える場合について100分の150を乗じる旨の規定を第3項に追加いたしております。

36ページをお願いいたします。第33条に規定しております定年前再任用短時間勤務職員の適用除外につきましては、住居手当を支給対象とすることとしたため、改正するものでございます。

次に、別表第1の行政職給料表につきましては、昇格や民間経験者採用時の給与改善のため、旧給料表の初号付近の号俸をカットして初号の額の引上げを行うものでございまして、49ページの附則別表のとおり、3級は1号から4号をカット、4級及び5級は1号から8号をカット、6級は1号から12号をカット、7級は1号から16号をカットする改定でございます。

続きまして、令和8年4月1日から施行することとしております、改正条例第2条の「飯塚市職員の給与に関する条例」の一部改正につきましてご説明いたします。

43ページをお願いいたします。第12条の扶養手当につきまして、配偶者を対象に支給する扶養手当を廃止し、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を対象とした支給額を月額1万1500円から1万3千円に改定するものでございます。

44ページをお願いいたします。第14条に規定しております地域手当について、第2項の支給率につきましては、100分の2を100分の4に改定するものでございます。

45ページからの改正条例第3条「飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、それから、46ページ下段からの改正条例第4条「飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、扶養手当において配偶者を対象外とすること、定年前再任用短時間勤務職員について住居手当を支給対象とすることについて、改正条例第1条及び第2条と同様に改正するものでございます。

引き続き、「議案第24号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

本市一般職の職員の給与条例等の改正を参考にして、会計年度任用職員の給与条例を改正するため、本案を提出するものでございます。

今回改定いたします内容は、「技能労務職給料表の一部改正」、「地域手当の新設」でございます。

それでは、議案書56ページをお願いいたします。第3条では、フルタイム会計年度任用職員に地域手当を支給するため、給与の種類に追加するものでございます。

なお、パートタイム会計年度任用職員については、報酬の額を月額、日額、時間額で算定する者、勤務時間も通常の7時間45分以外の勤務時間の者がおりまして、多様な勤務形態で任用しておりますことから、別の条項で地域手当相当額の算定方法や報酬に加算して支給することを規定いたしております。

第7条の2では、パートタイム会計年度任用職員の地域手当相当額の支給に当たり、第1号では「月額による報酬」で支給される場合を、第2号では「日額及び時間額による報酬」で支給される場合の勤務1時間当たりの報酬の額の算定方法を規定いたしております。なお、各号にある「職員給与条例第14条第2項に規定する割合」というものは地域手当の割合のことでございます。

58ページをお願いいたします。第8条第1項第3号では、パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する額は、報酬に加算することを規定いたしております。

第10条では、報酬の減額が必要な場合の算定基礎について、規定するものでございます。

第12条第5項及び59ページの第12条の2第5項では、フルタイム会計年度任用職員に地域手当を支給することに伴い、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎額に地域手当の月額を追加することを規定いたしております。

別表第1の技能労務職給料表につきましては、令和6年8月の人事院勧告に伴い国家公務員の給与の改定が行われ、これを参考にして本市技能労務職員の給料表の改定をすることに併せまして、会計年度任用職員技能労務職の給料表を改定するものでございます。

66ページをお願いいたします。附則でございますが、当該条例につきましては、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第24号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第36号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書105ページをお願いいたします。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が令和6年12月27日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

106ページをお願いします。今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、当該政令において、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分が追加されたため、本条例におきましても同様の改正を行うものでございます。表左手の改正後の別表のうち右端の下線部分を新たに追加するものです。

なお、本条例は、令和7年4月1日以後に退職した消防団員に対して適用されるものとしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第36号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）」及び「議案第39号

財産の取得（ノートパソコン一式）」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報管理課長

「議案第38号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）」及び「議案第39号 財産の取得（ノートパソコン一式）」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の120ページ及び121ページをお願いいたします。職員用情報ネットワーク端末機器を整備するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、本案を提出するものでございます。

職員用情報ネットワーク端末機器とは、職員が業務で利用しておりますマイナンバーや個人情報を取り扱うパソコンです。そのパソコンにつきましては、5年をめぐりに更新を行っており、デスクトップパソコン502台、ノートパソコン235台の購入となります。来年度、使用期間5年を迎えるパソコンについて、市内業者の指名競争入札によりまして、デスクトップパソコンは取得価格5115万円で株式会社玉置。ノートパソコンは取得価格2970万円で株式会社トータルオフィス筑豊営業所が落札されています。

なお、業務システムのリプレースは、例年、年末年始の閉庁日の間に行っておりますが、今回は、国の定める標準化システムへの移行を令和7年12月上旬としております。設定や動作確認の関係により、パソコンのリプレースについても前倒ししなければならない状況となり、6月末には準備する必要が生じておりますので、債務負担行為に基づき入札を行い、今議会で議決をお願いしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○吉田委員

庁舎内で使用される職員さんのデスクトップパソコンとノート型パソコンというご説明でした。5年を目安に入替えをされているということなんですけど、5年ごとに全部のパソコンを入れ替えているのか、それか、時期をずらしてやっているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○情報管理課長

パソコンは、今説明しましたように、個人情報を扱う基幹系のパソコンと、そのほかの職員のスケジュール管理だったり、メールをする内部情報系のパソコンと2種類に分かれております。今回は基幹系のパソコンでして、これは業務システムが5年に1度リプレースを行うので、パソコンについても同じように、5年に一遍、リプレースをしております。これは基幹系を扱う全職員のパソコンが対象となっております。また、内部情報系のパソコンにつきましては、100台とか200台程度をめぐりに五月雨式に随時リプレースを行っております。

○吉田委員

一応2者のほうでデスクトップとノートパソコンという形で、業務をされているパソコンを入れ替えるということなんですけど、ちょっと心配するのは、やっぱり、どうしても機密情報とか、その辺が重要なところとなっております。今回入れ替えることによって、業者さんたちが最終処分までするのか、データ等の残りのところの処理方法とか、その辺はいかなってまいりますか。

○情報管理課長

パソコン自体は市の所有になりますので、廃棄は別途委託をして、国の基準に基づいてハードディスクの物理消去なり、データの消去等を行っております。

○吉田委員

ということは、一応購入をして12月に入れ替えるということでご説明いただきました。その後、そしたらまた委託をかけてハードディスク等の処分をするということなんでしょうか。

○情報管理課長

今回、令和7年度のPCについては5年後に委託を行って処理をいたします。今現在使ってるPCは、委員のおっしゃるとおり委託をかけて処理をいたします。今年度または来年度ですね。ちょっと台数が多いので、ちょっと今年度中は難しいと思いますので、来年度に処理の予定です。

○吉田委員

それでは、今年度もしくは来年度ということで、正式に委託されるということなんですけど、この業者さんの中にこの処分料というのは、もう一回聞きますけど入ってないで、新たに、今年度もしくは来年度に処分費用が発生するという考え方なんでしょうか。

○情報管理課長

先ほどの答弁は、今年度が令和6年度ですので、令和8年度の廃棄の予定としております。

今の質問については委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第38号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）」及び「議案第39号 財産の取得（ノートパソコン一式）」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第42号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、補足説明いたします。

福岡県市町村職員退職手当組合の加入団体である下田川清掃施設組合が令和7年3月31日に解散することに伴い、当該組合を脱退することから、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第42号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 69 号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第 69 号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

追加議案書の 3 ページをお願いいたします。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 7 年 2 月 21 日に公布され、本年 4 月 1 日より施行されることに伴いまして、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

4 ページから 6 ページに新旧対照表をつけておりますが、今回の改正は、当該政令で定められています補償基礎額の改定に併せ、本条例を改正するものとなります。

4 ページの第 5 条第 2 項において、補償基礎額の最低額を 9100 円から 9700 円に、最高額を 1 万 4200 円から 1 万 4500 円に改定し、5 ページ、同条第 3 項において、扶養に係る加算額を、配偶者については 217 円から 100 円に、子については 333 円から 383 円に改定するものです。

また、下方の別表につきまして、6 ページにわたり、先ほど述べました消防団員の補償基礎額について、下線部分のとおり、300 円から 600 円の範囲で引上げ改定するものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 69 号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:07

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

それでは先に報告事項を受けたいと思います。お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から 1 件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「懲戒処分取消請求事件について」、報告を求めます。

○人事課長

令和 6 年 2 月 5 日開催の本委員会においてご報告させていただいておりました「懲戒処分取消請求事件」につきまして、令和 7 年 1 月 28 日に福岡地方裁判所にて判決の言渡しが行われましたので、ご報告いたします。

提出しております資料をお願いいたします。原告からの処分取消請求に対して、福岡地裁の判断としましては、本市処分指針の「飲酒運転で物の損壊事故又は交通法規違反をした場合」に該当することは明らかであり、原告が自動車を運転していた時点では正常な運転操作を行う

ことが全く期待し難い醗酵状態にあったことが推認されるのであって、その危険性の程度は看過し難い程度に高いというべきである。また、原告の飲酒運転、逮捕等による被告の信頼度の低下及び被告の公務の遂行に与えた悪影響を軽視することはできない。

したがって、本件処分に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認められず、本件処分は適法である。とされ、判決といたしましては、「原告の請求を棄却し、訴訟費用は原告の負担とする」ものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:20

再 開 11:52

委員会を再開いたします。

「請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として小幡俊之議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○小幡議員

どうもお疲れさまでございます。「請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願」となっております。お手元に、要旨等、理由等が書いてありますので、案文の朗読は控えます。

基本的に請願者でございますが、皆さん御存じのとおり、元同僚ということで、請願者の意向を聞きますと、非常に本市の将来、財政面でですね、に大変危惧されておられました。過去10年間のシミュレーション、財政見通しというのが、定期的に執行部のほうから提出されて、本市の財政状況がガラス張りになるというようなことで、昨今、飯塚市は進めてまいりましたが、今回大任町を主とする田川のごみ処理施設問題がクローズアップされてね、田川市がその施設建設に当たって、後手に回った討論がなされた。そういう事例を踏まえまして、本市もふくおか県央のほうで、飯塚・嘉麻・桂川で計画されております焼却施設ですね、これが12月の、昨年12月に、市民に、一般的に、どこに、どのように、どの規模で、どういったものができるかという、広報紙といいますか、パンフレットが、約6万数千世帯、飯塚だけでね、配付されたときに、請願者はこれを見られまして、いろいろと疑問に思ったそうでございます。特に大きな支出になります本市がですね、今後建設計画のとおり進んでいった場合、将来、飯塚市が財政面的にやっていけるのかどうかということを疑問に思ったそうでございます。

ですので、飯塚市議会において、今後、市民が安心安全に暮らしていける飯塚市が継続できるか、という観点から、できましたら、令和8年でしたっけ、それから15年間の財政見通しを執行部のほうにお願いし、提出していただいて、その説明を住民にしていいただきたいという説明でございます。

私は紹介議員として、一市民からすれば、不安に思われるのも当然だということで、できましたら執行部のほうに、議会のほうから要求していただいて、あくまでも見通しですからね、前後上下はすると思いますが、そういった、こういう、15年たっても飯塚市は存続できるよ

と、大丈夫だよということの安心材料として、議会のほうから執行部に提案し、住民に説明をお願いしたいということに対しては私も賛同しましたので、紹介議員として、今回、請願を提出させていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

一応、財政が厳しいんじゃないかということでの趣旨というのは分かりますが、この15年という、15年という数字を切ったのは何か意味があるんですかね。20年でも30年でも僕はいんじゃないかと思うけど。この15年にした意味を教えてください。

○小幡議員

請願のほうに、下から3行目ですね、市民のために令和8年度以降15年間ということですから、8年から15年遡ります。令和8年とくられた理由を私もお聞きしました。8年ですから、9、10、11、12、令和12年度あたりに県央の施設が稼働するであろうということで、それを踏まえた中で、8年から4年後には稼働する、それからほぼ10年間がどういう状況になるかを、ご本人は見たいそうです。ですから、令和8年からの15年間という趣旨で、15年間の財政見通しを提出していただきたいという要望でございます。

○田中武春委員

すみません、度々。あともう一つ。市の財政状況が許す範囲かどうかの判断というのはどういう意味を指しているんですかね。赤字再建団体に落ちるかどうかなんかということを言われているのか。その辺ちょっと分かりましたら教えていただきたいんですが。

○小幡議員

基本的には、「許す範囲」はアバウトな表現でございますが、15年間において本市の財政見通しが出ました。その見通しを見て、これだといけるな、というのが「許す範囲」、という感覚で書いたということですが、許す範囲といいますと、要は、今の市民サービスの低下をすることなく、15年間、本市が継続できると。もちろん手法的には、施策は優先順位を持ってやっていかれると思うんだけど、今から15年間、大丈夫だなと。議員のほうも、これだったら大丈夫だろうというような「許す範囲」という表現でございます。アバウトで申し訳ありませんが、そういう意味合いでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

冒頭に15年間ということで書かれてあります。今、前者も質問されましたけども、稼働した後の10年間、飯塚市がどうなっただというところを見たいというお話でしたが、今ですね、飯塚市も、本年度入れて6年間ですかね、財政見通しを出しております。経済的にも、まだこの世相的にも、日々ですね、変わっていく世の中になっている中で、15年間というのが果たして的確な数字になっていくのかどうか、それがまず一つあります。

それと、県央のお話をされましたが、県央のほうは今、まさに今議論されている最中だと思いますけれども、まだそれも確定もしてないところで、確定したような財政見通しがつくれるのかどうかというのがあるんじゃないかなというふうに思います。そこで、これはもうほぼやりますよというところで、それを含めたところを出してくれとなっておりますが、それは難しいんじゃないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○小幡議員

今、奥山委員の意見も一理あるかと思いますが、請願提出者はですね、それも踏まえて、今の計画でシミュレーション、見通しをたててくれということです。

それから、減額する分は考えれば分かることでありまして、大変、15年というのは先の先

ですからね、難しいとは思いますが。難しいけどもが、15年先がこのようになるであろうという目安にはなると。それが負の財産的な数字になりますとね、15年間、何をどういうふうに改善していけば、そのような状態にならないかというような目安もできるので、できましたら、あくまでも財政の見通しでございますので、そういう目安を示していただきたいという意味合いでございました。ですから、非常に正確なものをばっちり出せということではないと聞いております。

○奥山委員

目安ということでしたが、今飯塚市が財政見通しを出している分は、あくまでも飯塚市に特化した財政の見通しということを出させていただいているというふうに私も思っております。それに、議論中ではあります県央のごみ焼却に関わる部分を上乘せして出せというのは、無理があるんじゃないかなと思いますが、そこ、先ほどもね、同じような質問になるかもしれませんが、別個だろうというふうに思いますので、今出している、市のほうが出している見通しだけでいいんじゃないかなと。確定した後に、それはやっていくべきものではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

○小幡議員

基本的には、今ごみ処理施設の事業規模も例に挙げましたが、提案者は、ごみ処理施設もそうですし、今から嘉穂劇場のことも新聞に載っていたし、いろいろと事業をなされていく間において、大型プロジェクトですね、そういうのが続いていくという懸念から、本当に大丈夫なのかと、素直な気持ちだと思っております。ですから、確定してやっていると、後手に回るという感覚をお持ちですので、あくまでも見通しだというのを見ながら、確定していったほしい。確定した後であればもう、決算書を見れば分かるんだということもおっしゃってございましたので、15年間は確かに長いと思いますが、そういう要望でございました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○奥山委員

確定する前に財政見通しをという話ですかね、今のは。となると、雲をつかむようなものじゃないかなというふうに私は思います。確定して、本稼働までに年数が若干あるんだろうと思いますけども、そこからスタートさせるというのはいいんじゃないかなと、確定はまだしませんし、私たち、議会のほうでは、そこにあまり入ることもできていけませんので、内容については、県央に代表で行かれている皆さんが審議されますけれども、幾ら幾らというのを確定して、それから先を財政見通し、当然市のほうがどういうふうにやっていくんだというふうになろうかと思います。まだ確定してないのに、10年後先までつくってこれというのは無理がないでしょうかね。

○小幡議員

また話を戻しますが、ごみ処理施設をメインに考えますと、令和8年に着工の予定ということだったんですね。ですから、これはあくまでも令和8年からと言っているのは、着工ということは8年には事業の規模、飯塚市での負担率、金額等がはっきりしているだろうと。それから遡って、本市がほかの事業計画もありますので、15年間どうなっていくのかをシミュレーション、財政見通しを出してほしいという希望でございました。ですから、なぜ令和8年からというのはそういう意味合いから、8年からということでごございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

まずこの請願を出すに当たって、請願者と紹介議員のほうで協議なり相談を受けて協議なりをされたと思いますが、その中で、昨年執行部から提出いただきました令和11年度までの財政見通し、その辺のご説明を紹介議員のほうから請願者にされたのか、また我々も財政につい

ては、いろいろ勉強会等も重ねております。そこで出てきた内容というか、そういったところを、請願者には理解していただいたのか、その辺のことをお尋ねします。

○小幡議員

請願者のほうには、現在出ております財政見通しの説明はさせていただきました。ご本人もそれを見ておられます。ただし、それで納得したか、していないかといった話はやっておりません。そういう中から、先ほど申しましたとおり、大きな事業として、8年度以降がですね、どのようになっていくのかがとても心配だということで、あくまでも見通しですから、出しているだけませんかということでございました。それが多少狂っても、請願者としては、元同僚でございますから、それに関してどうのこうの言うつもりはないと。ただし、将来どのようになっていくのかなという感じを議会のほうから執行部に提案、提出させていただきませんかという請願でございます。

○赤尾委員

では、この請願者も先ほど紹介議員が言われましたけど、素人の方ではないといいますが、元議員さんというところで、例えばこの財政見通しの算定方式というか、性質というか、その辺のことは理解してあるんじゃないかなと思うんですね。昨年出されました令和5年度から令和11年の財政見通し、この中でも、我々が感じたように、将来の財政に関して危機感を我々は持っている。その中で、じゃあ今後何をやっていかないといけないかというようなほうにならっていくんでしょうけど、この財政見通しじゃなく、15年間の財政見通しが必要と。先ほど紹介議員が言われたのは稼働、主にふくおか県央のごみ処理施設が稼働を始めて10年間の見通しを知りたいんだというお話がありましたけど、そこというのは、基本的に関わってくるのはランニングコストの部分であって、今現状でも、飯塚市は施設を持っているわけで、そこでランニングコストがかかっています。そのランニングコストを下げていくような施設をつくらうと。私も県央議員でありますし、紹介議員も県央議員であると思うんですけど、その辺の話というのは、請願者にされたのか、お尋ねします。

○小幡議員

令和5年からの6年間のシミュレーションの説明段階で、ごみ処理施設に特化して話したのは、今言いましたランニングコストは含めているよと。ランニングコストが、飯塚単独ではなく、飯塚・嘉麻・桂川によって新たな施設をつくることによって、ランニングコストは軽減できるという説明もしております。これは12月配布のパンフレットの中にも明記されておりましたのでね、それは理解されております。で、イニシャルですね、イニシャルが数百億円単位、その数百億円単位の本市が七十二、三%を負担しますので、こういうのも金額が令和8年であれば、ほぼ決定しているのではないかという、これも推測ですが、それに対して飯塚市が、本市がどれだけの負担、そのランニングとイニシャルを合算し、なおかつ、嘉穂劇場、ほかの施設の分も合算していった場合に、大丈夫なのかというところを危惧されておりました。

○赤尾委員

今言われましたイニシャルコスト、イニシャルコストは、何度も言いますが、昨年出された財政見通し、6か年か、約6か年ですね。将来にわたって6か年、この中で含まれているんだろうと思うんですね。そこでもう、納得されないというか、ご理解いただけないんですかね。

○小幡議員

イニシャル——、またごみの焼却場に特化しますが、ランニングコストは最低でも20年、使えますからね。基本的には30年という話もありますが、その間のランニングコスト、経費、維持管理費というのは必要であると思います。イニシャルコストは、今出ています財政見通しの中では、償還も、あれたしか20年ぐらいの償還が考えられておりますので、その償還も含めた財政見通しを提出していただきたいということであります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。小幡議員ありがとうございました。退席されて結構です。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○赤尾委員

ちょっと現実的なことを執行部にお尋ねしたいと思うんですが、請願者が望まれているこの令和8年度から15年間の財政見通し、出すのはですね、どうにか出せるんじゃないかと思いますが、この精度についてちょっとお尋ねしたいんですが、精度ってどのぐらいの精度のものが提出できるのか、お尋ねします。

○財政課長

まず財政見通しのほうはですね、現状を前提として、今後を検討材料として作成したのとなっておりまして。あと、そしてこの計画期間になりますけども、本市の各種の計画におきましては、計画期間はですね、様々な期間を設定しております。今回の、本市の財政見通しの計画期間につきましては、3点ほどの視点から設定いたしております。

1点目が、現実的な見通しの期間であること。こちらはあまりにも長期的な計画の期間であれば、それだけ不確実性が高まって、正確な予測ができないと考えております。

一方で、それが3年から5年の期間であれば、経済状況や政策の変更にも対応し得ると考えております。

そしてまた、柔軟な対応ができることというような視点でいえば、これは短過ぎる期間です。1年とか2年とかでは財政計画の柔軟性が低くなると考えております。そのため、長期的な投資やインフラ整備などの計画が立てにくくなりますので、期間としては3年から5年で作成するのがいいのではないかというふうに考えております。

そしてまた計画の実効性ですけども、こちら3年から5年の期間であれば、具体的な施策や事項、各事業の実行が実現的に可能で、この期間内で成果を出すことができるんだろうというふうに考えております。

以上のような考え方から、本市といたしましては、一定の事業量及び概算事業費が見込むことができる令和6年度から令和8年度の3年間の、今回の財政見通しの令和6年度から8年度の3年間の財政見通しの対象年度といたしまして、そして9年度以降、こちらの3年間は参考値とした6年間の財政見通しの計画期間として公表させていただいたところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

すみません、執行部のほうに質問いたしますが、今現状で3年間の財政見通し、それと9年からの3年間の参考値として発表して、私たちも受け取っております。その中で今、この紹介議員さんの説明、それと請願者のほうの申出によりまして、財政見通しという形で、15年を出してくれということなんですけど、今現状のこの見通しの中で、現状執行部のほうから提出していただいた見通しの中で、いわゆる対象物のごみ処理の施設のことを言われていましたけど、その見通しについては、負担割合等について、どのような形でこの財政見通しに反映されているのか、その辺を教えてくださいませんか。

○財政課長

今回の一般廃棄物の処理施設に関する負担金のほうですけども、こちらは普通建設事業の特別事業の中に組み込みをいたしております。こちらのほうは令和7年度から事業が始まりまして、令和11年度までの工事費用ですね、この財政見通しの中に組み込んでおります。一応それで、こちらの負担割合のほうは約72%程度の事業費の負担割合を出しております。

○吉田委員

今、7年度から11年度の見通しの工事費の負担割合で約72%というご説明がありました。今現状で私も県央の施設組合のほうの議員で参加させていただいていますが、ちょっと請願の趣旨とちょっとずれますけど、今現状で、この負担割合について、確定要素もちょっと少ないし、現況でその工事費用についても、また追加工事等が出るような形になっております。それもまた踏まえてしなくてはいけない、事実上15年というのが可能であるかどうかもちょうと不明なところもあります。これ、もしその15年という形で我々が決めた場合に、執行部として15年というのは出せる可能性はあるんでしょうか。そこ、ちょっとだけお答え願えますか。

○行政経営部長

今回請願いただいたのは、あくまでも本市における財政見通しを15年間のスパンで出せるか否かということだろうと思います。今、吉田委員のほうから言われているのは、新たなごみ処理施設の関係の数値だと思えますんで、申し訳ございませんが、その辺りはまだ不確定要素ですんで、それに対して私どもが今、云々というお答えはできかねます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 12:19

再 開 12:24

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○赤尾委員

私はこの「請願第11号」に反対の立場で討論させていただきます。

3点ちょっと、反対の理由としてあるんですが、1点がまず、この財政見通しの性質ですね、がやはりその財政見通しの性質と要は算定根拠とか、そういうのを考えますと、やっぱり15年間の財政見通しを出すというのはやっぱり、出せるには出せるんでしょうけど、根拠のない数字になってしまうと。まずそこが1点です。その根拠のない数字が出てきた後の影響、例えばこれを市民の方がどう判断されるのかということも、我々は考えないといけない重要なポイントじゃないかなと思います。

それと、2点目がですね、昨年出していただいた、提出いただいた財政見通し、これで十分、本市の今後の財政がどういう状況になっていくのかというのは、ある程度、一定程度理解が、我々議員もしていますし、それで十分なのではないかという点が2点目です。

3点目ですけど、この請願をよく見ますと、要旨の部分で、15年間の財政見通しを市に提出させ、議会として精査し、その結果を、住民説明会を開催して市民に示してくださいとあるんですね、要旨の部分で。その根拠のない数字を出さざるを得ないと。それを議会が精査する。これ、責任が我々議員、議会として持てないと思いますし、逆にそんな無責任な審査をすることもどうかと思います。またそれを、結果を住民説明会で説明しろと。これというのはもう大変、現段階ではもう困難なことではないかなと思います。以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願」を採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数、よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

正副委員長代表して、一言ご挨拶申し上げます。

この委員会構成での委員会は、本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。